

令和2年11月20日

北九州市立消費生活センター

ヤング消費者トラブル情報 7号



# 脱毛エステの高額契約は慎重に！

## ＜相談事例＞

インターネットで脱毛エステを検索して来店。しっかりキレイに脱毛したいと希望すると、「2年間通い放題」と書かれたパンフレットを見せられた。2年間2週間に一度の頻度で来店すれば計48回、通常約300万円かかるが、このコースは50万円で非常にお得だと思い契約した。

当初は2週間に一度のペースで予約できていたが、数回通うと「予約でいっぱい」と断られ、思い通りに通えない状況となった。そのため解約を申し出たところ、規約の規定回数6回を消化しているため返金できないと言われた。契約時にそのような説明はなく、納得できない。(20代男性)

## ●中途解約ができる特定商取引法が適用されるケース

エステティック契約のうち、利用期間が1ヶ月を超え、総額が5万円を超えるものは、契約期間内であれば、理由を問わず、所定の費用を支払うことで中途解約ができ、清算して支払い過ぎの金額がある場合は、返金してもらうことができます。

## ●契約時の説明や書面の確認は慎重に

今回の事例では、エステ店から契約書面に「規定回数6回、以降はアフターフォロー」と記載されており、よって規定回数以降は契約期間外のため中途解約しても返金はないと言われたとのこと。

ただし、店側は「2年間通い放題」のパンフレットを見せ計48回施術が受けられると口頭で説明しており、事前に規定回数の件など消費者にとって重要な不利益事実を一切説明しない点に問題があると思われませんが、契約時は書面の内容を慎重に確認し、納得がいくまで説明を受けるようにしましょう。

## ●不審に思った場合や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。  
まずは電話で戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。

消費者ホットライン☎188い や や（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）

